

# 令和3年度浦幌町文化賞・スポーツ賞審議会 (書面会議) 議案

## 1 議 事

令和3年度浦幌町文化賞・スポーツ賞等の受賞者選定について ～別冊参照

別冊の「文化賞・スポーツ賞等表彰推薦状況」をご覧のうえ、推薦された候補者への表彰の適否について、別紙の議決書にご記入をお願いいたします。

## 2 その他

今後の日程について

- ・表彰者の決定～2月24日(木)

令和4年第2回定例教育委員会に答申結果を議案提出し審議します。

- ・表彰式の開催～3月25日(木)

午後3時30分から中央公民館町民集会室において表彰式を実施予定です。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、中止になる可能性があります。表彰式開催の可否は、2月中旬に決定する予定です。

# 浦幌町文化賞・スポーツ賞審議会

(任期：令和2年10月1日より令和4年9月30日まで)

委員長 和田 料一郎

副委員長 澤口 あけみ

委員 橋本 友子

〃 木村 幸雄

〃 森 啓之介

〃 小川 貞治

〃 石原 由美

〃 飛田 陽子

○浦幌町文化賞条例

昭和41年10月11日条例第46号

浦幌町文化賞条例

(目的)

**第1条** この条例は、浦幌町の文化の向上をはかるため文化賞等の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「文化」とは教育（学校教育、社会教育、体育をいう。）芸術（音楽、文学、美術及び芸能をいう。）科学（自然科学、人文学をいう。）をいう。

(文化賞)

**第3条** 前条の文化の発展にいちぢるしく貢献した個人及び団体に対し浦幌町文化賞（以下「文化賞」という。）を授与する。

2 前項のほか必要あると認めるときは、浦幌町文化奨励賞（以下「奨励賞」という。）を授与することができる。

(賞状及び記念品)

**第4条** 文化賞は賞状としこれに記念品を添える。

2 文化奨励賞は賞状とする。ただし、必要あると認めるときは記念品を添えることができる。

(文化賞の授与)

**第5条** 文化賞は、次の各号に掲げる範囲のものの中からこれを行う。ただし、特に功績顕著な場合はこの限りでない。

(1) 個人にあつては浦幌町に5年以上居住し生活の根拠を有するもの又はかつて浦幌町に居住したことがある者

(2) 団体にあつては、浦幌町に5年以上主なる事務所を有しているもの。

(受賞者の決定)

**第6条** 文化賞及び文化奨励賞（以下「受賞者」という。）の授与の決定は浦幌町文化賞審議会の推せん又は答申に基づいて教育委員会（以下「委員会」という。）がこれを行う。

(文化賞審議会の設置)

**第7条** 文化賞の受賞者選定の適正を期するため委員会の諮問機関として浦幌町文化賞審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は委員会の諮問に応じて文化賞受賞候補者として推薦されたものの業績について調査審議し又は推せんし賞を授与することの適否、及びこれに関し必要と認める事項を答申する。

3 審議会の委員は10名以内とし学識経験者のうちから委員会が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会は特別の事由があるときは任期中であっても委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

**第8条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選による。

3 会長は審議会を代表し議事その他の会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(費用弁償)

**第9条** 審議会の委員が職務に従事したときは「特別職」の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に定めるその他の委員に相当する報酬及び費用弁償を支給する。

(委員会への委任)

**第10条** この条例の定めるもののほか必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○浦幌町スポーツ賞規則

昭和54年6月13日教育委員会規則第2号

改正

昭和56年3月5日教委規則第2号

昭和57年9月22日教委規則第7号

昭和58年10月20日教委規則第3号

昭和59年11月20日教委規則第8号

平成17年6月15日教委規則第22号

平成20年6月20日教委規則第6号

平成22年12月22日教委規則第5号

浦幌町スポーツ賞規則

(目的)

**第1条** この教育委員会規則は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第15条の趣旨にのっとり、浦幌町のスポーツの普及振興に関し特に事績の顕著なものの表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

**第2条** 浦幌町教育委員会（以下「委員会」という。）は次の各号の一に該当するものを表彰する。

(1) 地域体育団体又は、地域社会の健全なスポーツの普及発展に特に貢献のあった個人又は団体

(2) 各種スポーツにおいて特に優秀な記録成績を収めた個人又は団体

(表彰の種類)

**第3条** 前条第1号の規定による表彰は次のとおりとする。

(1) 浦幌町スポーツ賞（以下「スポーツ賞」という。）

(2) 浦幌町スポーツ奨励賞（以下「奨励賞」という。）

2 前条第2号の規定による表彰は次のとおりとする。

(1) 浦幌町スポーツ最優秀選手賞（以下「最優秀選手賞」という。）

(2) 浦幌町スポーツ優秀選手賞（以下「優秀選手賞」という。）

(表彰の対象及び基準)

**第4条** 表彰の対象及び基準は別表のとおりとする。

(表彰制限)

**第5条** 第3条に規定する表彰を再び受賞することはできない。ただし、第3条第2項に該当する表彰の場合は、その限りではない。

(表彰の推薦)

**第6条** 第3条の表彰を受けるにふさわしいと認められる個人又は団体を推薦しようとするものは、別記第1号様式による浦幌町スポーツ賞等表彰推薦書を別に定める期日までに提出しなければならない。

(浦幌町スポーツ賞審議会)

**第7条** 第3条の表彰の適正を期するため、委員会の諮問機関として、浦幌町スポーツ賞審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会委員は、浦幌町文化賞審議会委員をもって充てる。

(表彰の決定)

**第8条** 第3条の表彰の決定は、審議会の推薦又は答申に基づいて委員会がこれを行う。

(賞状の様式)

**第9条** 表彰は賞状とし、必要あると認めるときは、記念品を添えることができる。

2 前項の賞状の様式は別記第2号様式及び第3号様式のとおりとする。

(表彰記録簿)

**第10条** 第3条の表彰が行われたときは、その都度、別記第4号様式の浦幌町スポーツ賞等表彰記録簿に所定の事項を記録しなければならない。

(浦幌町文化賞条例施行規則の準用)

**第11条** 浦幌町文化賞条例施行規則(昭和54年浦幌町教育委員会規則第1号)第6条、第7条、第8条及び第9条の規定は、審議会の運営について準用する。

(委任)

**第12条** この教育委員会規則に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定める。

**附 則**

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。
- 2 この教育委員会規則の施行前に、旧教育委員会規則の規定によりスポーツ賞、奨励賞、少年スポーツ賞及び少年スポーツ奨励賞を受賞した個人又は団体は、新教育委員会規則の規定により受賞したものとみなす。
- 3 この教育委員会規則の施行前に、旧教育委員会規則の規定に基づき委嘱された審議会委員は、新教育委員会規則の規定により委嘱された委員とみなす。
- 4 浦幌町スポーツ賞等表彰規則(昭和51年浦幌町教育委員会規則第4号)は廃止する。

**附 則**(昭和56年3月5日教委規則第2号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和57年9月22日教委規則第7号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和58年10月20日教委規則第3号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和59年11月20日教委規則第8号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成17年6月15日教委規則第22号)

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この教育委員会規則の施行の際に使用中の別記様式は、当分の間、改正規定にかかわらず従前のものを使用することを妨げない。

**附 則**(平成20年6月20日教委規則第6号)

この教育委員会規則は、平成20年7月1日から施行する。

**附 則**(平成22年12月22日教委規則第5号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

表彰対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浦幌町に在住している者及び過去に在住していた者並びに浦幌町に組織する団体とする</li> <li>2 スポーツ競技の成績・記録による受賞対象年度は1ヶ年とする</li> <li>3 日本・北海道・十勝の体育協会に加盟する協会（連盟）が主催・主管する全ての公認競技大会を表彰の対象とする</li> <li>4 官公署が主催又は共催・後援する全国・全道・全十勝大会及び全国・全道・全十勝規模で公に組織された団体が主催する大会は表彰の対象とする</li> <li>5 企業体・各市町村・市町村体育団体等の規模で独自に主催・主管する大会は全国・全道・全十勝と名称されても表彰の対象外とする</li> </ol>	
	スポーツ賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体育、スポーツ団体に15年以上所属し、地域社会又はスポーツの普及発展に特に貢献のあった個人</li> <li>2 スポーツの普及発展に特に顕著な功績があり、主たる事務所を浦幌町内に10年以上有している団体</li> <li>3 その他前各号に掲げる以外で特に功績顕著と認められる個人又は団体</li> </ol>
	奨励賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体育、スポーツ団体に10年以上所属し、地域社会又はスポーツの普及発展に特に貢献のあった個人</li> <li>2 スポーツの普及発展に特に顕著な功績があり、主たる事務所を浦幌町内に5年以上有している団体</li> <li>3 その他前各号に掲げる以外で特に功績顕著と認められる個人又は団体</li> </ol>
表彰基準	最優秀選手賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全道規模の大会で優勝した個人又は団体</li> <li>2 全国規模以上の大会で上位入賞（3位以内）した個人又は団体</li> <li>3 北海道選抜チームの選手として全国大会において優勝した者</li> <li>4 その他前各号に掲げる以外で功績顕著と認められる個人又は団体</li> </ol>
	優秀選手賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全十勝大会において優勝又は全十勝大会を経て全道大会において上位入賞（3位以内）した個人又は団体</li> <li>2 予選大会がない全道大会において優勝若しくは準優勝した個人又は団体</li> <li>3 全十勝大会・全道大会で上位入賞ではないがこれを経て、全国大会において入賞（8位以内）した個人及び団体</li> <li>4 北海道選抜チームの選手として全国大会において入賞（8位以内）した者</li> <li>5 日本の代表として世界規模の大会に出場した個人又は団体</li> <li>6 その他前各号に掲げる以外で功績顕著と認められる個人又は団体</li> </ol>

# 表彰の対象及び基準

## 1. 文化賞、文化奨励賞

(1) 個人にあつては浦幌町に5年以上居住し生活の根拠を有するもの、又はかつて浦幌町に居住したことがある者

(2) 団体にあつては、浦幌町に5年以上主なる事務所を有しているもの。

※文化奨励賞～文化関係の各種大会等はスポーツ賞の表彰基準を準用する。

## 2. スポーツ賞

表彰対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浦幌町に在住している者及び過去浦幌町に在住していた者並びに浦幌町に組織する団体とする</li> <li>2 スポーツ競技の成績・記録による受賞対象年度は1ヶ年とする</li> <li>3 日本・北海道・十勝の体育協会に加盟する協会（連盟）が主催・主管する全ての公認競技大会を表彰の対象とする</li> <li>4 官公署が主催又は共催・後援する全国・全道・全十勝大会及び全国・全道・全十勝規模で公に組織された団体が主催する大会は表彰の対象とする</li> <li>5 企業体・各市町村・市町村体育団体等の規模で独自に主催・主管する大会は全国・全道・全十勝と名称されても表彰の対象外とする</li> </ol>	
表彰基準	スポーツ賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体育、スポーツ団体に15年以上所属し、地域社会又はスポーツの普及発展に特に貢献のあった個人</li> <li>2 スポーツの普及発展に特に顕著な功績があり、主たる事務所を浦幌町内に10年以上有している団体</li> <li>3 その他前各号に掲げる以外で特に功績顕著と認められる個人又は団体</li> </ol>
	奨励賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体育、スポーツ団体に10年以上所属し、地域社会又はスポーツの普及発展に特に貢献のあった個人</li> <li>2 スポーツの普及発展に特に顕著な功績があり、主たる事務所を浦幌町内に5年以上有している団体</li> <li>3 その他前各号に掲げる以外で特に功績顕著と認められる個人又は団体</li> </ol>
	最優秀選手賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全道規模の大会で優勝した個人又は団体</li> <li>2 全国規模以上の大会で上位入賞（3位以内）した個人又は団体</li> <li>3 北海道選抜チームの選手として全国大会において優勝した者</li> <li>4 その他前各号に掲げる以外で功績顕著と認められる個人又は団体</li> </ol>
	優秀選手賞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全十勝大会において優勝又は全十勝大会を経て全道大会において上位入賞（3位以内）した個人又は団体</li> <li>2 予選大会がない全道大会において優勝若しくは準優勝した個人又は団体</li> <li>3 全十勝大会・全道大会で上位入賞ではないがこれを経て、全国大会において入賞（8位以内）した個人及び団体</li> <li>4 北海道選抜チームの選手として全国大会において入賞（8位以内）した者</li> <li>5 日本の代表として世界規模の大会に出場した個人又は団体</li> <li>6 その他前各号に掲げる以外で功績顕著と認められる個人又は団体</li> </ol>